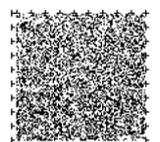
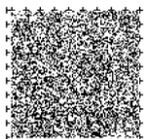


制 度 名	内 容
<p>地域生活支援事業</p>	<p>障害者総合支援法 地域生活支援事業</p> <p>障害者総合支援法に定められた相談支援や意思疎通支援などの「地域生活支援事業」の内容は、次のとおりです。</p> <p>※1 利用料は、無料です。ただし、食費等は実費となります。</p> <p>2 地域生活支援事業は、市と契約した事業所のみ利用ができます。</p> <p>3 利用の仕方（手話通訳者設置、手話通訳者・要約筆記者等派遣、日常生活用具給付等、職親委託制度、更生訓練費給付、自動車改造助成、自動車運転免許取得費助成を除く。）</p> <h2 style="text-align: center;">福祉サービス及び地域支援事業利用の仕方</h2> <pre> graph TD A[相談・申請] --> B[聞き取り調査] B --> C[医師意見書] C --> D[審査・判定
(審査会)] D --> E[指定特定相談支援事業者
(サービス等利用計画案・ケアプラン作成依頼・受領)] E --> F[サービス等利用計画案・ケアプラン提出] F --> G[認定決定通知・支給量決定通知・受給者証の発行] G --> H[サービス等利用計画の提出・契約(事業所・施設)] H --> I[サービスの利用] </pre> <p style="text-align: center;">※ 就労系サービスを利用される方は、障害を有する方が自分でプランを作ることも可能</p>



制度名	内 容		
地域生活支援 事業	事業	内 容	対 象 者
	相談支援	<p>障害を有する方などからの相談に無料で応じ、必要な情報提供や助言、ケアプランの作成などを行います。</p> <p>委託先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(福)北名古屋市社会福祉協議会 障害者総合相談支援センターきたなごや Tel 25-8500 Fax 25-1911 メールアドレス fukushi@kitanagoya-shakyo.jp ・(株)総合福祉サービス J・You じゃがいも畑生活支援センター Tel 54-1771 Fax 54-1770 メールアドレス office@jagaimo.jp ・(株)福祉の里 北名古屋西ケアプランセンター Tel 24-8671 Fax 24-8670 メールアドレス nishi-cm@fukushinosato.co.jp ・(福)西春日井福祉会 障害者相談支援センター杜の風 Tel 23-1550 Fax 48-0226 メールアドレス morinokaze@nishikasugai-fukushikai.or.jp ・NPO 法人太陽 (精神) ケアサポートセンター七彩 Tel 25-0631 Fax 25-0631 メールアドレス nanairo7716koubou@yahoo.co.jp ・(株)マスタピース 相談支援センターダイチのこ Tel 54-9270 Fax 54-9271 メールアドレス info@daichinoko.jp 	<p>身体、知的、精神に障害を有する方又は難病の方及びその家族</p>       <p>(2次元コード: メールアドレス)</p>
	移動支援	屋外での移動が困難な障害を有する方に、外出のための支援をします。	身体、知的、精神に障害を有する方又は難病の方
	地域活動支援センター	障害を有する方に、創作・生産活動の機会を提供します。	
	日中一時支援	障害を有する方の日中活動の場を確保するとともに、介護している家族の休憩及び就労支援など一時的な支援を行います	
生活サポート	介護給付支給決定者以外で、日常生活や家事に支援が必要な方に対し、ヘルパーを派遣します。		



制 度 名	内 容		
地域生活支援事業	訪問入浴	自宅で入浴が困難な重度の障害を有する方に対し、移動入浴車を派遣します。	身体障害1～2級（下肢障害・体幹機能障害）の方で、医師が入浴を認めた方
	※ 障害者総合支援法に伴う同種の事業が優先となります。 （行動援護・同行援護と移動支援、居宅介護と生活サポート）		
	事 業	内容及び対象者	対 象 者
	手話通訳者設置	北名古屋市役所東庁舎2階の社会福祉課に手話通訳者を設置し、障害を有する方とその他の方の意思疎通の仲介を行います。	聴覚、音声機能、言語機能に障害のある方、聴覚、音声機能、言語機能に障害のある方とコミュニケーションが必要な方
	手話通訳者・要約筆記者等派遣	聴覚・音声機能・言語機能の障害を有する方に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 ・派遣申込 派遣日の10日前までに メールアドレス commu@city.kitanagoya.lg.jp Fax 24-0003	 (2次元コード：メールアドレス)
日常生活用具給付等	身体・知的・精神に障害を有する方や難病の方に、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付します。 <用具の種類> 特殊寝台・入浴補助用具・特殊便器・ストーマ用装具・紙おむつなど ※日常生活用具の種類により、対象者が異なります。 ※用具ごとに、基準額及び耐用年数があります。	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方又は難病の方	
職親委託制度	生活指導及び技能習得訓練等により、知的に障害を有する方の雇用促進と職場定着を高めるため、事業経営者等を職親として登録し、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。	知的障害を有する方	

